

(写)

人 委 第 8 0 号

令和 5 年 10 月 13 日

三重県議会議長 中森 博文 様

三重県知事 一見 勝之 様

三重県人事委員会

委員長 中村 佳子

職員の給与等に関する報告及び勧告

三重県人事委員会は、地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項及び第 26 条の規定に基づき、人事管理及び職員の給与について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。